

医療的ケア児等アドバイザー事業の実施について

1 事業の概要

(1) 事業の開始

2021（令和3）年11月

県福祉相談センター、市町村障害福祉担当課に通知

※コーディネーター等の支援者に対しては、市町村障害福祉担当課経由で通知

(2) アドバイザー

社会福祉法人の理事やその施設の長、訪問看護ステーションの施設長を始め11名の個人に委嘱（詳細は次項の活動拠点図のとおり）

(3) 事業の概要

医療的ケア児支援者からの派遣依頼に基づき、依頼内容や地域を考慮のうえ、適切なアドバイザーを派遣する。

(4) 今年度の実施状況

- ・コーディネーター等の関係者間の連絡会議への出席
- ・圏域会議への出席
- ・圏域単位での講演やシンポジウムへの出席

2 来年度以降の事業の実施について

(1) 事業の開始

2022（令和4）年4月

(2) アドバイザー

ア 個人に対し、アドバイザーを委嘱する方法から法人と委託契約を締結する方法に変更する。

イ アドバイザーの担当圏域を決め、各圏域につき1法人程度の配置をする。相談内容によっては、別圏域担当のアドバイザーに対応をお願いすることも可能とする。

(3) 事業の概要

前年度に引き続き指導や助言を行なうとともに、医療的ケア児支援センターと連携のうえ、支援者の相談に応じる。

また、より多くの相談に対応できるように、フォローアップ研修受講者等から不足する分野や地域を中心にアドバイザーを増やしていく。

令和3年度愛知県医療的ケア児等アドバイザー配置事業実施要領

(目的)

第1 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童や重症心身障害児者（以下、「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して暮らしていけるよう、各種サービスや支援を総合調整する「医療的ケア児等コーディネーター」に助言等を行うアドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）を配置し、医療的ケア児等の身近な地域における相談支援の充実、強化を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2 この事業の実施主体は愛知県とし、アドバイザーとして、資格、実務経験等に照らし、業務を適切に遂行できる医療的ケア児等の支援に経験豊富な人材を選定し、委嘱する。

(実施地域)

第3 この事業の実施地域は、名古屋市を除く県内全域とする。

(アドバイザーの業務)

第4 アドバイザーは、コーディネーターに対して、医療的ケア児等とその家族の個別の状況や各地域の実情に応じた助言、支援を行う等、身近な地域における相談支援の充実・強化を図ることを業務とする。具体的には、次に掲げる（1）から（6）までの業務をいう。

- （1）地域で対応困難な事例に係る助言等
- （2）地域のネットワーク構築に向けた調整等
- （3）障害保健福祉圏域等、広域的課題解決に向けた体制整備への支援
- （4）地域の社会資源の点検、開発に関する援助
- （5）その他地域における相談支援体制の整備の推進に関する支援

(業務実施上の留意事項)

第5 市町村、保健所、児童発達支援センター、障害福祉サービス事業所、医療機関及び教育機関等の関係機関と連携を密にし、中立性や公平性を十分に確保したうえで、業務が円滑かつ効果的に実施されるように努めなければならない。

また、実施にあたり、医療的ケア児等及びその家族等のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(業務終了後の報告)

第6 業務終了後は、書面により、業務の実施内容を報告するものとする。

(連絡協議会の開催)

第7 障害福祉課医療療育支援室長は必要に応じて、アドバイザーを招集し、連絡協議会を開催する。

附則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

医療的ケア児等アドバイザーの活動拠点図 (R4.2.1時点)

